

ひだかしんきん退職金専用定期預金

YOU 悠セカンドライフ

1年以内に退職金をお受け取りされた方へ、お預け入れ日時点の1年もの・3年もの・5年もの定期預金（大口定期・スーパー定期）の店頭金利にそれぞれ下記の金利を上乗せいたします。

自動継続定期預金（10万円以上・退職金の範囲内）

年金口座を当金庫にご指定いただいた方は各金利からさらに

+年 0.05%

店頭表示金利プラス

1年
定期預金

+年 0.125%

店頭表示金利プラス

3年
定期預金

+年 0.200%

店頭表示金利プラス

5年
定期預金

+年 0.300%

最新の店頭表示金利は、本支店窓口または当金庫ホームページでご確認ください。

当金庫に年金口座をご指定いただいた方へ各金利からさらに年 **0.05%** 上乗せいたします

- 市場金利の動向により、適用利率等の条件を変更する場合があります。●預入原資は、受取後1年以内の退職金とさせていただきます。
- 年金受給年齢に達していない方で55歳以上の方は、当金庫「年金予約サービス」のお申込により優遇金利適用の対象とさせていただきます。
- 継続後は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率が適用されます。
- お利息には20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金がかかります。●商品の詳細は「商品説明書」をご確認ください。



ひだかしんきん退職金専用定期預金「YOU悠セカンドライフ」商品説明書

令和8年1月5日

項目	内容
商品名称	ひだかしんきん退職金専用定期預金「YOU悠セカンドライフ」
ご利用店舗	当金庫の全営業店。
ご利用頂ける方	個人のお客様のみのお取扱いとなります。
ご利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職金受取後1年以内の退職金（小規模共済の一括共済金・経営者年金の脱退一時金等を含む）とします。なお、預入にあたっては、退職金額を確認できる資料（「退職所得の源泉徴収票」、「退職金受取口座の入金履歴」等）の提示をお願いいたします。
ご預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ期間が1年または3年または5年ものの自動継続定期預金となります。なお、お預入れ金額に応じて、次の定期預金を作成します。 ① 1,000万円未満 …… スーパー定期預金 ② 1,000万円以上 …… 大口定期預金 継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率とします。
利率	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示金利にお預入れ期間に応じた次の金利を上乗せ（税込）いたします。 お預入れ期間 1年 …… 店頭表示金利 + 0.125% 3年 …… 店頭表示金利 + 0.200% 5年 …… 店頭表示金利 + 0.300% ※最新の店頭金利は、当金庫窓口またはホームページでご確認ください。 当金庫で年金受給中のお客様、新たに当金庫に年金の受給口座をご指定・ご予約いただけるお客様は、上記特別金利よりさらに0.050%上乗せします。 お預入れ期間 1年 …… 店頭金利 + 0.125% + 0.050% 3年 …… 店頭金利 + 0.200% + 0.050% 5年 …… 店頭金利 + 0.300% + 0.050% ※対象となる年金は、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）および企業年金（厚生年金基金等）とし、個人年金（保険会社で加入する個人年金保険等）は対象外とさせていただきます。 ※対象となる年金は、ご本人様名義のみとさせていただきます。 ※年金受給開始年齢に達していない方で55歳以上の方（取扱期間中に55歳に達する方を含みます）は、当金庫「年金ご予約サービス」のお申込により優遇金利適用の対象とさせていただきます。 ※優遇金利の適用にあたっては、年金の受給を確認できる資料（「裁定請求書」「決定請求書」「支払機関変更届」等）の提示または当金庫所定の「年金ご予約サービス申込書」のご記入をお願いします。
お預入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上とします。 ※退職金の範囲内とします。
お利息	<p>ご預金の種類に応じて次のとおりとなります。</p> <p>【スーパー定期の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6カ月複利で計算し、満期日以降に一括してお支払します。（継続しない場合） お利息を、継続日に元金に組入れる方法、又は、指定口座へ振替える方法が選択できます。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算を行いません。 お利息計算方法は、上述の複利型のほか、1年毎の中間利払日に中間払利息を受取る方法を選択することができます。 <p>【大口定期預金の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年毎の中間利払日に、中間払利息をお支払いします。（詳細は、「ひだかしんきん定期預金規定」をご参照ください。） 中間払利息を受取るために、普通預金等の受入口座が必要となります。 付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算を行いません。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） マル優制度をご利用になれるお客様は、非課税とすることができます。
期限前解約時のお取扱い	解約日における当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-078-390）にお申し出ください。
紛争解決措置	札幌弁護士会（電話：011-251-7730）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> この定期預金は証書式または通帳式によりお預入れできます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、店頭にお問い合わせください。 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 この預金は、預金保険制度の対象商品です。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 その他の詳細は、当金庫各本支店窓口へお気軽にお問い合わせください。